

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 令和4年度住民税非課税世帯への支給について

1 概要

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う。

2 給付対象者

【現行】

令和3年12月10日において区市町村の住民基本台帳に記録されている者であって、(1)又は(2)に該当する世帯の世帯主

- (1) 令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- (2) 令和3年1月以降の家計急変世帯

【変更後】

令和3年12月10日において区市町村の住民基本台帳に記録されている者であって、(1)又は(2)に該当する世帯の世帯主

- (1) 令和3年度又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- (2) 令和4年1月以降の家計急変世帯

※既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給要件を満たさないものとする。

3 支給自治体

【現行】

基準日（令和3年12月10日）における当該世帯の住所地の区市町村が支給する。

【変更後】

基準日（本給付金の支給を受けていない世帯のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税であることにより対象となる世帯については、令和4年6月1日）における当該世帯の住所地の区市町村が支給する。

4 支給方法

(1) 令和4年度住民税均等割非課税世帯

令和4年6月1日の住民基本台帳に記録されており、令和3年度非課税分又は家計急変分のいずれの支給も受けていない世帯

- ①令和4年1月1日時点で世帯全員が区の住民基本台帳に記録されている世帯については、区から給付内容や確認事項を記載した確認書を発送し、対象者本人の確認後、指定口座

に振込む。

- ②令和4年1月2日以降の転入者を含む世帯及び令和4年度住民税が未申告である者を含む世帯については、原則、対象者自身による申請を受付、確認の後、支給を決定した者に対し、通知送達後、指定口座に振込む。

(2) 家計急変世帯

対象者自身による申請を受付、確認の後、支給を決定した者に対し、通知送達後、指定口座に振込む。

5 周知方法

区報、区設掲示板、区ホームページ、区SNS及び窓口等により周知する。